原子力規制委員会了承文書 (2022FY-44) 令和4年11月2日 (議題2資料2)

関西電力株式会社

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査の 結果の案の取りまとめ

ー使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等ー(2回目)

令和4年11月2日原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決 定について付議
- ・ 原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめ

令和元年6月14日に関西電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき高浜発電所の重大事故等対処設備である使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に係る発電用原子炉設置変更許可申請書(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)が提出された。また、令和4年5月13日、6月9日及び8月10日に、同社から同申請書の補正書が提出された。

令和4年度第39回原子力規制委員会(令和4年9月21日)において、審査の結果の案の取りまとめについて審議された際、審査結果を判断するに当たり、使用済燃料ピット内が、臨界状態になるような水分状態にならず、臨界状態に至らないことについて、審査内容の説明が不十分であるとの指摘を受けた。これを受け、審査内容が明確になるよう別紙1添付の審査書案及び参考1の審査概要を修正した。

本申請について、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する 同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められること から、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定

いただきたい。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 科学的・技術的意見の募集(第1案で委員会了承)

高浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設については、新規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った(平成28年2月25日から30日間)。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

(第1案): 添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(第2案):添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

(第1案の場合)

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに審査書案に対する 科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第 1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきた い。

(第2案の場合)

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制 法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

[附属資料一覧]

別紙1 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物 質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合 (案)

添付 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)(案)

別紙2 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号 及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取(案)

- 別紙3 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号 及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取(案)
- 参考1 高浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設の使用済燃料ピット用中 性子吸収体の廃止等に関する審査概要
- 参考 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二 年法律第百六十六号)(抜粋)